

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	平成25年11月22日	
【会社名】	WDBホールディングス株式会社	
【英訳名】	WDB HOLDINGS CO., LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中野 敏 光	
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市豊沢町79番地	
【電話番号】	079-287-0111（代表）	
【事務連絡者氏名】	専務取締役 大塚 美 樹	
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市豊沢町79番地	
【電話番号】	079-287-0111（代表）	
【事務連絡者氏名】	専務取締役 大塚 美 樹	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集	214,550,000円
	引受人の買取引受による売出し	581,960,000円
	オーバーアロットメントによる売出し	120,490,000円
	（注）1．募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。	
	2．売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。	
【安定操作に関する事項】	1．今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。	
【縦覧に供する場所】	WDBホールディングス株式会社 東京本社 （東京都千代田区丸の内2丁目3番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）	

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	191,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1. 平成25年11月22日(金)開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集(以下「一般募集」という。)は、当社の保有する当社普通株式の処分(自己株式の処分)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
3. 一般募集及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
4. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
5. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

平成25年12月2日(月)から平成25年12月5日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	191,000株	214,550,000	-
計(総発行株式)	191,000株	214,550,000	-

- (注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
3. 一般募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
4. 発行価額の総額は、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	- (注)3.	100株	自平成25年12月6日(金) 至平成25年12月9日(月) (注)4.	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年12月12日(木)

(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年12月2日(月)から平成25年12月5日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.wdbhd.co.jp/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 一般募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、発行価額(会社法上の払込金額)は資本組入れされません。
- 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年11月29日(金)から平成25年12月5日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年12月2日(月)から平成25年12月5日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年12月2日(月)の場合、申込期間は「自平成25年12月3日(火)至平成25年12月4日(水)」

発行価格等決定日が平成25年12月3日(火)の場合、申込期間は「自平成25年12月4日(水)至平成25年12月5日(木)」

発行価格等決定日が平成25年12月4日(水)の場合、申込期間は「自平成25年12月5日(木)至平成25年12月6日(金)」

発行価格等決定日が平成25年12月5日(木)の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
6. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。
7. 申込証拠金には、利息をつけません。
8. 株式の受渡期日は、平成25年12月13日(金)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

### (3)【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 姫路支店	兵庫県姫路市紺屋町55番地

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	191,000株	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 買取引受けによります。</li> <li>2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。</li> <li>3. 引受手数料は支払われません。</li> </ol> <p>ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。</p>
計		191,000株	

## 4【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
214,550,000	11,400,000	203,150,000

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは一般募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは一般募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
3. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額203,150,000円については、平成26年1月末までに全額借入金の返済に充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成25年12月2日(月)から平成25年12月5日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人は買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	483,000株	581,960,000	兵庫県加古川市 中野 敏光 443,000株 兵庫県姫路市 谷岡 たま系 40,000株

- (注) 1. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹会社であるみずほ証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
3. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 売出価額の総額は、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 単位	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注)1.2. 発行価格等決定 日の株式会社東京 証券取引所にお ける当社普通株 式の普通取引の 終値(当日に終 値のない場合は 、その日に先立 つ直近日の終値 )に0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨 て)を仮条件とし ます。	未定 (注)1.2.	自 平成25年12月 6日(金) 至 平成25年12月 9日(月) (注)3.	100株	1株に つき売 出価格 と同一 の金額	右記金融 商品取引 業者及び その委託 販売先金 融商品取 引業者の 本店並び に全国各 支店及び 営業所	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 みずほ証券株式会社  東京都中央区八丁堀二丁目14 番1号 いちよし証券株式会社  東京都中央区日本橋一丁目9 番1号 野村證券株式会社  東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 S M B C 日興証券株式会社  東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号 大和証券株式会社  東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社  岡山市北区本町2番5号 中銀証券株式会社	(注)4.

(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年12月2日(月)から平成25年12月5日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] [http:// www.wdbhd.co.jp/](http://www.wdbhd.co.jp/))(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 株式の受渡期日は、平成25年12月13日(金)であります。

申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年11月29日(金)から平成25年12月5日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年12月2日(月)から平成25年12月5日(木)までを予定しております。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成25年12月2日(月)の場合、申込期間は「自 平成25年12月3日(火) 至 平成25年12月4日(水)」

発行価格等決定日が平成25年12月3日(火)の場合、申込期間は「自 平成25年12月4日(水) 至 平成25年12月5日(木)」

発行価格等決定日が平成25年12月4日(水)の場合、申込期間は「自 平成25年12月5日(木) 至 平成25年12月6日(金)」

発行価格等決定日が平成25年12月5日(木)の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

#### 4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売価と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
みずほ証券株式会社	167,200株
いちよし証券株式会社	161,700株
野村證券株式会社	67,400株
S M B C 日興証券株式会社	27,000株
大和証券株式会社	20,200株
三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	20,200株
中銀証券株式会社	19,300株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。

8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

### 3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	100,000株	120,490,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。



今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.wdbhd.co.jp/>)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

#### 4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込 単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注)1.	自 平成25年12月6日(金) 至 平成25年12月9日(月) (注)1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	みずほ証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所		

(注) 1. 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

4. 株式の受渡期日は、平成25年12月13日(金)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄への指定について

当社株式は、本有価証券届出書提出日（平成25年11月22日）現在、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、平成25年12月13日(金)に株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄に指定される予定であります。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、100,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、みずほ証券株式会社は、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成25年12月20日(金)を行使期限として、上記株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年12月20日(金)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還を目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年12月2日(月)の場合、「平成25年12月5日(木)から平成25年12月20日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成25年12月3日(火)の場合、「平成25年12月6日(金)から平成25年12月20日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成25年12月4日(水)の場合、「平成25年12月7日(土)から平成25年12月20日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成25年12月5日(木)の場合、「平成25年12月10日(火)から平成25年12月20日(金)までの間」

となります。

### 3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である中野敏光及び谷岡たまゑ並びに当社株主である株式会社中野商店は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社の社名ロゴ **WDBホールディングス株式会社** を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] [http:// www.wdbhd.co.jp/](http://www.wdbhd.co.jp/))(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。

募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1)金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間( 1 ))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の第7項に規定する私設取引システムにおける空売り( 2 )又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ( 3 )の決済を行うことはできません。
- (2)金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り( 2 )に係る有価証券の借入れ( 3 )の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年11月23日から、発行価格及び売価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年12月2日から平成25年12月5日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

・表紙の次に、以下の「1.WDBグループの企業理念」から「5.WDB HOLDINGS OVERVIEW」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当箇所をご参照ください。

## 1. WDBグループの企業理念

### 埋もれた価値を発掘していく会社でありたい

私たちWDBグループは、埋もれている価値を見出し、そこに光を当てて新たな価値を付加していくことができる会社であると自負しています。人材サービスにおいても理学系研究職という新しい市場を開拓しました。そして、私たちが取り組む新規事業も同じ考え方です。

マネジメントの限界に達しているが、隠された価値のある会社に、経営人材とオペレーション人材を投入し、企業価値を高めていく。経営人材はそこに配置されるまでは、経営経験のない人材です。オペレーション人材は、派遣社員を卒業して正社員になる人たちです。WDBグループというフィルターを通すことで、自分の中に隠されていた可能性を引き出し、挑戦することができる。企業も人もどちらに対しても、私たちが埋もれている価値を見出し、組み合わせることで、新たな価値へと転換していく。その結果、新規事業の成功としてグループの企業価値を上げることに貢献する。そのような企業グループを目指しています。

### 事業の目的

事業を通じて尊敬される企業を目指したい。

・革新性	・経営の質
・従業員の才能	・製品及びサービスの品質
・長期投資の価値	・財務の健全性
・社会的責任	・企業資産の活用

関わる人問すべてを幸福にできる企業。決してたやすいことではありません。だからこそ、私たちは挑戦し続けたいのです。



### 果たすべき責任

企業には以下の果たすべき責任があります。

- ・基本責任…資本に対して一定の利益をあげること
- ・義務責任…反社会的行為をしない、脱法行為をしない
- ・支援責任…企業の理念や良識に従い、社会に貢献する

私たちWDBグループの果たすべき責任は、

- ・働きがいのある職場を多く提供すること
- ・仕事を通じて喜びを感じ成長し、自己実現する人たちを多く輩出すること

派遣就労によるキャリアの断絶の問題、ポストク問題、日本の産業競争力低下の問題。それぞれに取り組み、事業化していくことで、基本責任、義務責任、支援責任を果たしていきます。

### ビジョン

#### ・お客様に対するビジョン 仕事ではなく「価値」の提供

自分たちが関わった仕事に対して「何をしたか」ではなく、「どんな役に立てるのか」「どんな価値を提供できるのか」と考え、対価に対して納得いただけるように真剣に取り組みます。

#### ・私たちの会社を通じて働く人々へのビジョン 「働く喜び」の提供

仕事の内容、報酬、ライフスタイルにあった働き方、自己の成長など様々な要素から、働く人それぞれに「働く喜び」を提供できる会社でありたい。人間にとって大切な「働く」ということに誠実に向き合い、多くの人の「働く喜び」を重ねながら新たな事業につなげることが私たちの使命であると考えます。

#### ・私たち自身に対するビジョン 誇りをもって働ける会社

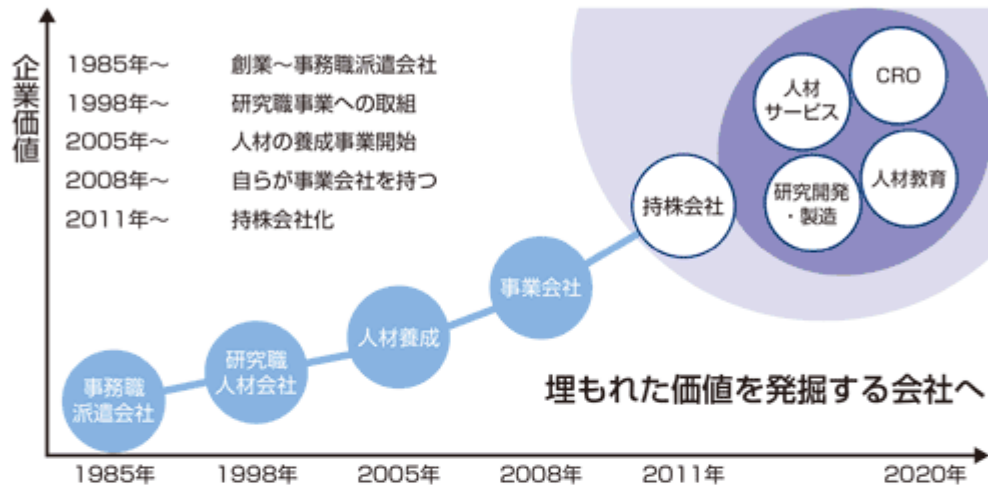
WDBグループの一員として果たすべき社会的責任を認識し、その一部を担っているのは自分だと思える強い意識。自ら積み上げてきた努力や実績でさえ状況に応じてクラッシュ&ビルドする勇気と覚悟。その気概こそWDBグループの社員たちの誇りであり、グループを牽引する原動力なのです。

#### ・株主に対するビジョン 「価値」の還元

株主、派遣スタッフ、グループ社員、取引先、地域社会など、すべてのステークホルダーに対する経営責任。企業としての利益追求はもとより、新たな雇用創出や高付加価値サービスの提供、企業としての発展という様々な「WDBグループの価値」を、企業価値、即ち時価総額を高めることと、配当を通して株主に還元することも重要な使命と考えています。

## 2. 沿革

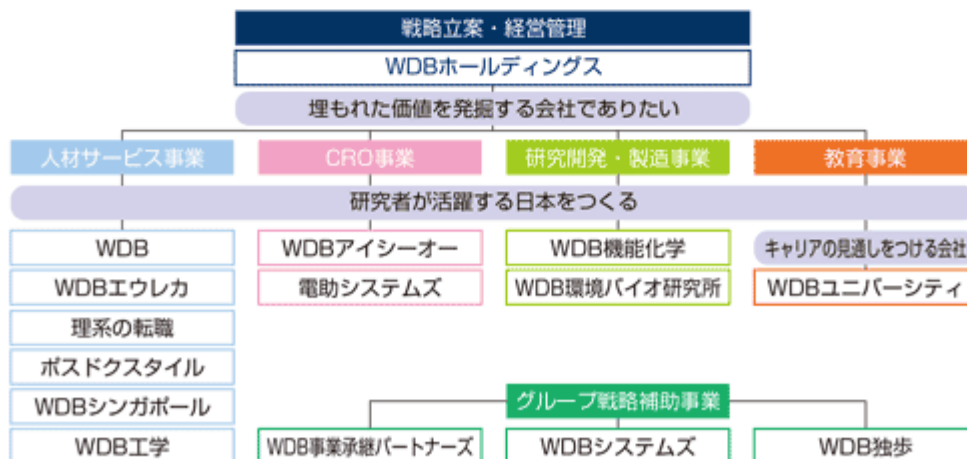
WDBグループは、理学系研究職への人材サービス事業という新たな市場を開拓いたしました。中核である人材サービス事業だけでなく自らが研究開発・製造の事業会社を持ち、派遣社員の教育事業にも取り組んでおります。WDBグループが、世の中に埋もれている価値のある企業、人材を見出し、WDBグループの経営資源と組み合わせることにより、新たな価値を創造し、社会に貢献し、自身の企業価値を高めていくことになる企業グループを目指しております。



## 3. 事業の内容

### (1) WDBグループ概要について

WDBグループは、中核である理学系研究職人材サービス事業を軸として、CRO事業、研究開発・製造事業、教育事業を展開しております。WDBグループの概要は下記のようになっております。



(注) ミドルキャリア株式会社は、平成25年8月1日付けで理系の転職株式会社へと商号変更しております。

## (2) WDBグループの事業について

### ・人材サービス事業

WDBグループの中核の事業である人材サービス事業は、その業務レベルや雇用形態等に応じて分社化し、それぞれ専門特化してサービスを行っております。また従来の人材派遣・人材紹介という概念に捉われず、ほかの事業とのシナジー効果を発揮し、新たなサービス展開も視野に入れております。これからは理学系研究職の人たちを囲い込むのではなく、循環を促進することによって、大きな循環の輪ができるのではないかと考えております。この好循環を促進することによって、多くの理学系研究職の人材が集まってくるような企業グループを目指しております。



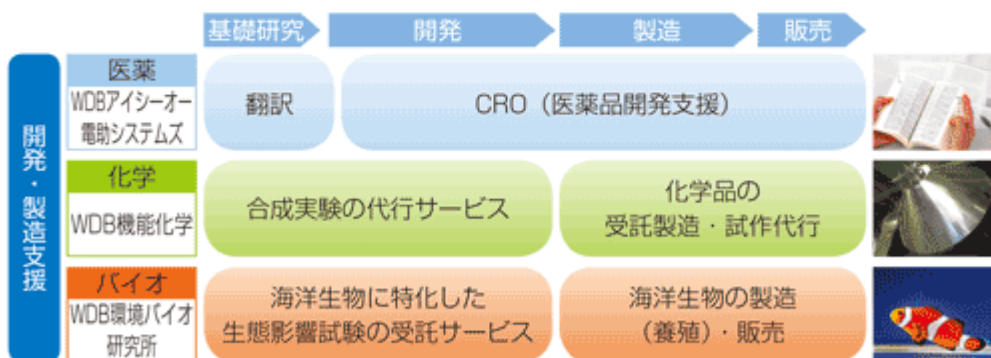
(注) 人材派遣のモデル図

### ・CRO事業

医薬品・医薬部外品・化粧品等の臨床試験以降における開発業務を代行・支援するのがCRO (Contract Research Organization=医薬品開発業務受託機関) 事業です。お客様はWDBグループの人材調達能力を活かして迅速に組織体制を作り上げることができ、人材派遣または業務委託という選択肢を活用することにより柔軟な組織体制作りが可能となります。

### ・研究開発・製造事業

WDBグループは自らが「事業会社」を持つことにより、自社グループ内で雇用を生み出し、そこから付加価値を生み出していき、結果として企業価値を上げていきたいと考えております。お客様に対して、人材サービスを核とした派遣依頼・直接雇用・業務委託という多様な選択肢を提供し、3つの目的のサイクルの中で、提供するサービスの付加価値が更に高まることにつながります。



### ・教育事業

WDBグループ各社と連携を取り、理学系研究職で派遣就業をする人たちやポストドクの人たちに対し、ビジネススクールに準じた講義と職業人としての基礎力を高める教育を行っております。

### ・グループ戦略補助事業

WDBグループでは多様な事業を分社化することにより、人材サービス事業、CRO事業、研究開発・製造事業の競争力アップをサポートし、すべての事業における効率性の追求を実現しております。



## 4. 業績等の推移

### 主要な経営指標等の推移

#### (1) 連結経営指標等

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期 第2四半期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成25年9月
売上高(千円)	22,710,009	20,093,438	20,911,345	22,457,602	24,323,738	12,369,598
経常利益(千円)	1,044,218	820,931	1,278,803	1,664,228	2,206,556	846,448
当期(四半期)純利益(千円)	440,754	361,544	648,948	919,971	1,278,694	413,168
包括利益又は 四半期包括利益(千円)	—	—	647,780	923,761	1,283,738	417,533
純資産額(千円)	2,877,966	3,128,087	3,640,973	4,440,510	5,484,676	5,803,830
総資産額(千円)	7,559,201	7,311,054	7,330,102	10,005,123	9,873,520	9,693,442
1株当たり純資産額(円)	57,387.16	62,374.62	73,273.77	446.82	557.50	—
1株当たり 当期(四半期)純利益金額(円)	8,788.72	7,209.25	12,981.90	92.57	129.79	42.00
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	38.1	42.8	49.7	44.4	55.5	59.9
自己資本利益率(%)	16.3	12.0	19.2	22.8	25.8	—
株価収益率(倍)	4.3	6.2	5.4	5.3	5.1	—
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	525,482	400,805	1,247,411	1,261,125	1,102,759	728,287
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△ 977,957	△ 12,496	△ 56,747	△ 1,106,999	△ 186,700	△ 104,013
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	859,327	△ 499,616	△ 1,113,166	898,647	△ 1,221,080	△ 297,122
現金及び現金同等物の 期末(四半期末)残高(千円)	1,220,114	1,108,806	1,186,303	2,241,571	1,939,089	2,269,763
従業員数(人) (外、平均臨時雇用者数)	297 (273)	285 (218)	287 (192)	299 (192)	316 (232)	—

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。  
 3. 平成25年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。  
 4. 上記期間中、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。なお、第29期第2四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。  
 5. 従業員数は就業人員数であり、平均臨時雇用者数は( )内に外書きで記載しております。

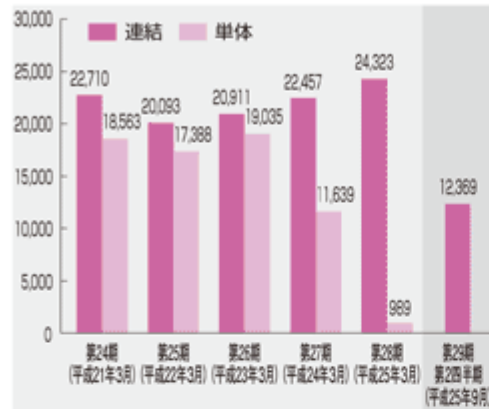
## (2) 提出会社の経営指標等

回 次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決 算 年 月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
売上高及び営業収益 (千円)	18,563,446	17,388,293	19,035,912	11,639,565	989,304
経 常 利 益 (千円)	917,283	868,640	1,236,375	852,446	401,373
当 期 純 利 益 (千円)	330,382	533,223	659,541	469,615	369,148
資 本 金 (千円)	479,807	479,807	800,000	800,000	800,000
発行済株式総数 (株)	50,150	50,150	50,150	50,150	50,150
純 資 産 額 (千円)	2,536,058	2,957,859	3,481,339	3,827,950	3,960,557
総 資 産 額 (千円)	6,745,547	6,875,226	6,872,471	6,511,738	6,473,078
1株当たり純資産額 (円)	50,569.47	58,980.25	70,061.17	385.18	402.58
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	2,200 (700)	2,200 (700)	2,200 (700)	3,800 (1,000)	3,000 (1,000)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	6,587.88	10,632.57	13,193.81	47.25	37.47
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	37.6	43.0	50.7	58.8	61.2
自己資本利益率 (%)	13.6	19.4	20.5	12.8	9.5
株価収益率 (倍)	5.7	4.2	5.3	10.3	17.8
配 当 性 向 (%)	33.4	20.7	16.7	40.2	40.0
従 業 員 数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	258 (245)	255 (194)	249 (166)	9 (1)	7 (2)

- (注) 1. 売上高及び営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 第27期以降の経営指標等の売上高及び営業収益、経常利益、当期純利益、従業員数等の大幅な変動は、平成23年11月1日の会社分割により純粋持株会社へ移行したことによるものであります。
4. 平成25年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 上記期間中、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
6. 従業員数は就業人員数であり、平均臨時雇用者数は( )内に外書きで記載しております。
7. 第27期の1株当たり配当額3,800円には、記念配当1,000円を含んでおります。

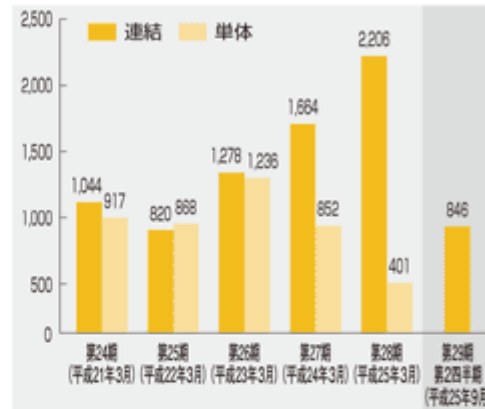
## ●売上高

(単位：百万円)



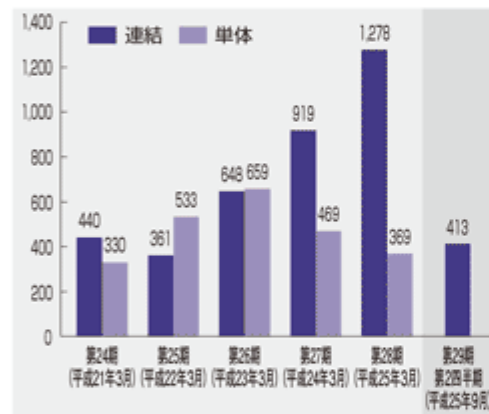
## ●経常利益

(単位：百万円)



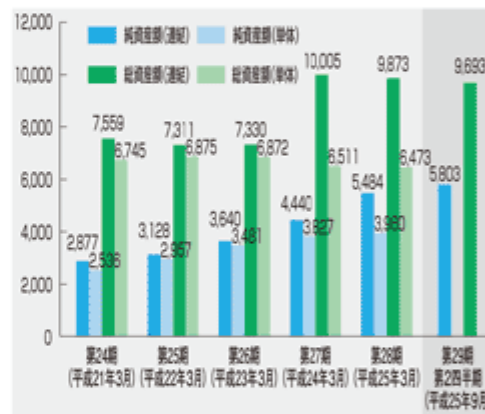
## ●当期（四半期）純利益

(単位：百万円)



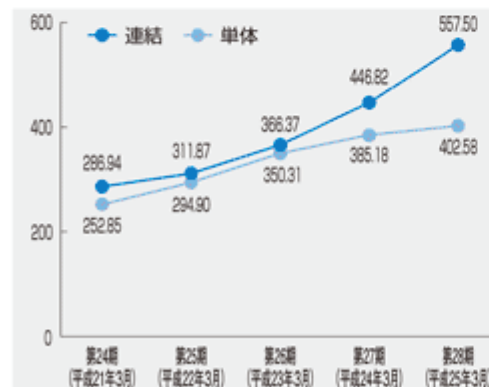
## ●純資産額／総資産額

(単位：百万円)



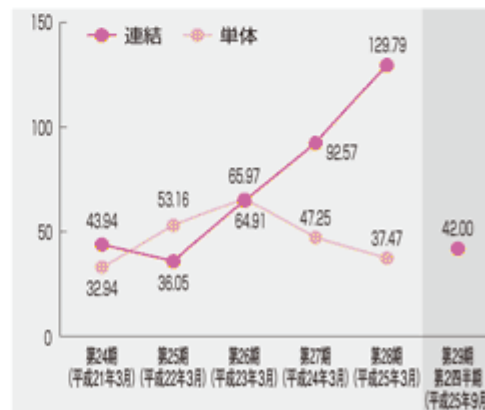
## ●1株当たり純資産額

(単位：円)



## ●1株当たり当期（四半期）純利益金額

(単位：円)



(注) 1. 平成25年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。

2. 当社は平成23年11月1日付で持株会社体制へ移行しております。

## 5. WDB HOLDINGS OVERVIEW

### (1) WDBホールディングス株式会社 会社概要

社名	WDBホールディングス株式会社
設立	1985年（昭和60年）7月6日
資本金	10億円
本社	兵庫県姫路市豊沢町79番地 〒670-0964
東京本社	東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビルディング2F 〒100-0005

グループ会社	14社
URL	<a href="http://www.wdbhd.co.jp">http://www.wdbhd.co.jp</a>
事業内容	持株会社として、グループ会社の経営管理 もれた価値を発掘していく会社として 人材サービス、CRO、研究開発・製造、教育の 4つの分野で既存事業の運営と新しい価値を 産み出す事業の発掘と育成を行います。

### (2) グループ会社

#### ■人材サービス事業

<b>WDB株式会社</b>	<a href="http://www.wdb.co.jp">http://www.wdb.co.jp</a> <a href="http://www.wdb.com">http://www.wdb.com</a>
バイオ・化学の研究開発業務における人材派遣・人材紹介サービス	
設立	2011年11月 資本金 4億5千万円
本社	東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビルディング2F 〒100-0005
拠点	支店53拠点、研究所・研修所5拠点

<b>WDBエウレカ株式会社</b>	<a href="http://www.wdb-eu.com">http://www.wdb-eu.com</a>
バイオ・化学の研究開発業務における特定派遣サービス	
設立	2004年1月 資本金 5,000万円
本社	東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビルディング2F 〒100-0005
拠点	グループ支店53拠点

<b>理系の転職株式会社</b>	<a href="http://www.rikeit0.com">http://www.rikeit0.com</a>
理系分野における人材紹介サービス	
設立	2004年10月 資本金 5,000万円
本社	兵庫県神戸市中央区港島中町6-3-3 〒650-0046
拠点	東京、神戸

<b>ポストドクスタイル株式会社</b>	<a href="http://www.postdocstyle.com">http://www.postdocstyle.com</a>
ポストドクの人材紹介サービス、ポストドクの専門性を活かした技術開発（知財）支援サービス	
設立	2011年6月 資本金 5,000万円
本社	東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビルディング2F 〒100-0005
拠点	京都

<b>WDB Singapore Pte. Ltd.</b>	<a href="http://www.wdb.com.sg/jp">http://www.wdb.com.sg/jp</a>
シンガポールにおけるバイオ・化学の研究開発・技術分野の人材紹介サービス	
設立	2011年8月 資本金 1,000,000SGD
本社	30 Raffles Place, Chevron House #17-32, Singapore 048622

<b>WDB工学株式会社</b>	<a href="http://www.wdb-k.co.jp">http://www.wdb-k.co.jp</a>
工学系研究職・技術職人材の特定派遣サービス	
設立	2012年12月 資本金 1億円
本社	東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビルディング2F 〒100-0005
拠点	東京、グループ支店53拠点

#### ■教育事業

<b>WDBユニバーシティ株式会社</b>	<a href="http://www.wdb-u.co.jp">http://www.wdb-u.co.jp</a>
研究職人材のマネジメント能力と総合力の向上のための教育機関	
設立	2012年4月 資本金 5,000万円
本社	東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビルディング2F 〒100-0005

#### ■CRO事業

<b>WDBアイシーオー株式会社</b>	<a href="http://www.wdbico.com">http://www.wdbico.com</a>
医薬品開発・医療に関わる翻訳・メディカルライティング・安全性情報管理支援	
設立	1984年8月 資本金 5,000万円
本社	東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビル6F 〒100-0004

<b>電助システムズ株式会社</b>	<a href="http://www.densuke.jp">http://www.densuke.jp</a>
医薬品開発・臨床研究等に関するデータマネジメント・統計解析業務及びシステム開発	
設立	1996年4月 資本金 5,000万円
本社	東京都千代田区内神田3-2-8 いちご内神田ビル9F 〒101-0047

#### ■研究開発・製造事業

<b>WDB機能化学株式会社</b>	<a href="http://www.wdb-fchem.com">http://www.wdb-fchem.com</a>
電子材料、医薬品、化粧品等の素材開発における実験・製造代行サービス	
設立	1999年8月 資本金 5,000万円
本社	埼玉県幸手市上吉羽1870-16 〒340-0121
事業所	幸手工場、松戸R&Dセンター

<b>株式会社WDB環境バイオ研究所</b>	<a href="http://www.wdb-etri.com">http://www.wdb-etri.com</a>
海洋生物に特化した生態影響試験の受託サービス及び生産販売	
設立	2010年10月 資本金 5,000万円
本社	徳島県海部郡美波町山河内字外ノ井1-6 〒779-2307

#### ■グループ戦略補助事業

<b>ITサービス</b>	
<b>WDBシステムズ株式会社</b>	<a href="http://www.wdbsys.com">http://www.wdbsys.com</a>
WDBグループの戦略的情報システムの構築とITインフラの提供	
設立	2001年12月 資本金 1,000万円
本社	兵庫県姫路市豊沢町79番地 〒670-0964

#### ■MS&A

<b>WDB事業承継/パートナーズ株式会社</b>	<a href="http://www.js-pa.co.jp">http://www.js-pa.co.jp</a>
医薬・化学・食品分野のMS&A支援	
設立	2010年4月 資本金 1,000万円
本社	東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビルディング2F 〒100-0005

#### ■障がい者雇用促進

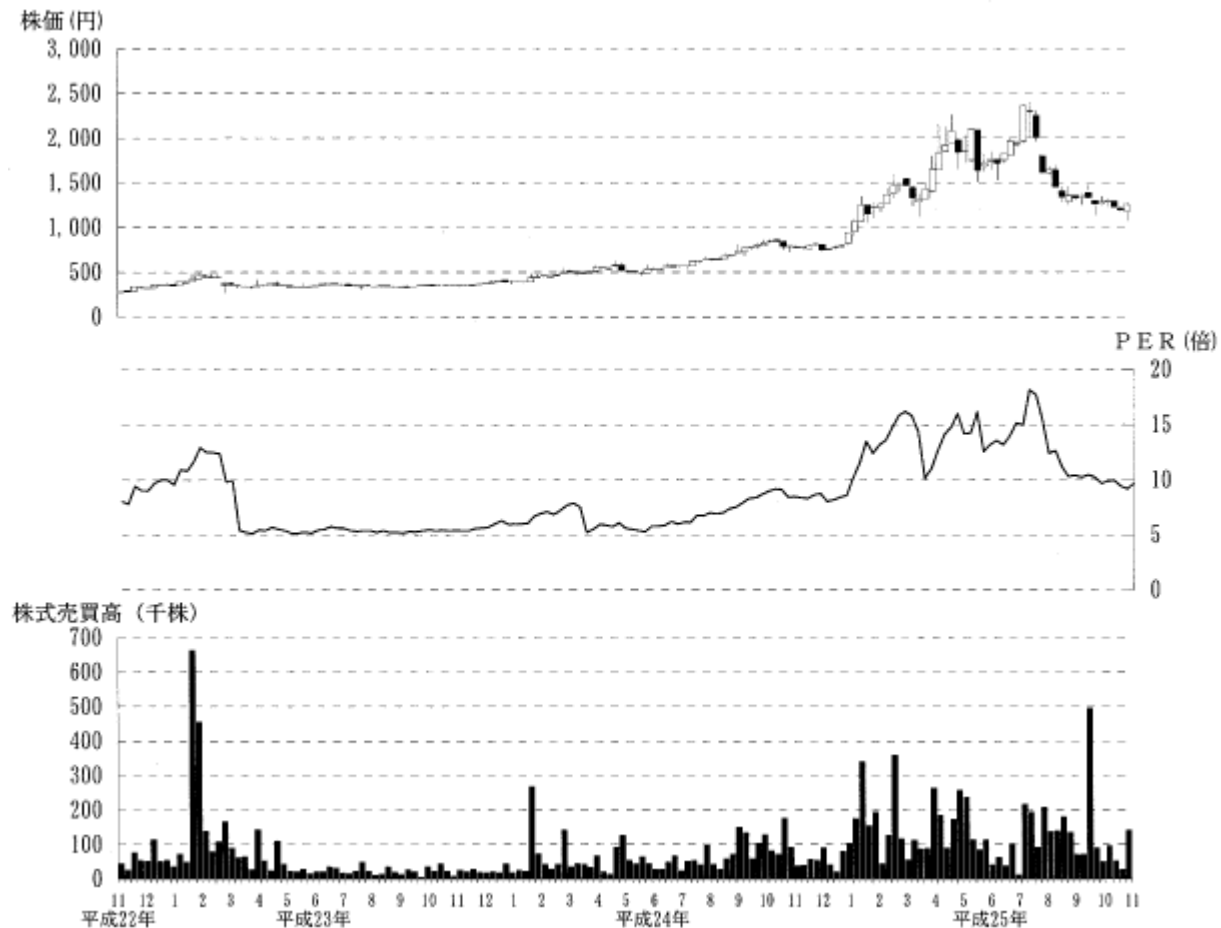
<b>WDB独歩株式会社</b>	
データ入力処理、清掃業務等を通じた障がい者雇用促進	
設立	2011年6月 資本金 1,000万円
本社	兵庫県姫路市豊沢町79番地 〒670-0964

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

### 1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成22年11月22日から平成25年11月15日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1. 当社は、平成25年3月31日を基準日とし、平成25年4月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき200株の割合をもって分割しておりますので、当該株式分割に係る権利落ち前の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2.乃至4.に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。
2. ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、株式分割に係る権利落ち前の株価については、当該株価を200で除して得た数値を株価としております。
- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
  - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R(倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成22年11月22日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を200で除した数値を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を200で除した数値を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を200で除した数値を使用。

平成25年4月1日から平成25年11月15日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

4. 株式売買高については、株式分割に係る権利落ち前は当該株式売買高に200を乗じて得た数値を株式売買高としております。

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年5月22日から平成25年11月15日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第28期事業年度)及び四半期報告書(第29期 第2四半期)(訂正報告書により訂正された内容を含み、以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成25年11月22日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成25年11月22日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第28期事業年度)の提出日(平成25年6月26日)以降、本有価証券届出書提出日(平成25年11月22日)までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

(平成25年6月26日提出)

#### 1 提出理由

当社は、平成25年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月25日

## (2) 決議事項の内容

## 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金2,000円 総額98,380,000円

ロ 効力発生日

平成25年6月26日

## 第2号議案 利益剰余金の額の減少および資本金の額の変更の件

グループ会社のさらなる成長を目指すことを目的に、財務基盤の強化を図るものであります。

## 第3号議案 定款一部変更の件

当社株式1株を200株の割合で株式分割し、単元株式数を1株から100株とする単元株制度を採用したことに伴い、単元未満株式についての権利及び単元未満株式の売渡請求を新設するものであります。

## 第4号議案 監査役1名選任の件

濱田聡を監査役に選任するものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	42,565	93	3	(注)1	可決 99.78
第2号議案 利益剰余金の額の減少および資本金の額の変更の件	42,627	31	3	(注)1	可決 99.93
第3号議案 定款一部変更の件	42,642	16	3	(注)3	可決 99.96
第4号議案 監査役1名選任の件 濱田 聡	42,501	157	3	(注)2	可決 99.63

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第28期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月26日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第28期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年7月24日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第29期 第2四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月12日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月21日

WDBホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝 池 勉

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 目 細 実

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているWDBホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、WDBホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年4月1日付で定款の一部を変更し、株式分割、単元株制度の採用を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、WDBホールディングス株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、WDBホールディングス株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月21日

WDBホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝 池 勉

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 目 細 実

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているWDBホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、WDBホールディングス株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年4月1日付で定款の一部を変更し、株式分割、単元株制度の採用を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- ( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月8日

WDBホールディングス株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝 池 勉 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢 倉 幸 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているWDBホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、WDBホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。